

部活動指導員（会計年度任用職員）募集要項

本庄市役所では、部活動指導員（会計年度任用職員）を以下のとおり募集します。

1 勤務条件等

募集職種	部活動指導員
職務内容	(1) 大会、コンクール、練習試合等に係る生徒の引率及び監督 (2) 安全・障害予防に関する指導 (3) 部活動の実技指導 (4) 部活動の管理運営（会計管理等） (5) 保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成 (6) 生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応 (7) その他、本庄市教育委員会又は学校長が必要と認める業務 ※埼玉県が実施する研修や本庄市が指定する研修を受けていただきます。
募集人数	4 名
勤務場所	市立中学校（本庄市教育委員会が指定する。）及び参加する大会の会場等
受験資格	必要な免許・資格等 次のア～カのすべてを満たす方 ア 以下①～③のいずれかに該当する方 ① 教員免許状を有している ② 部活動の競技種目の指導資格等を有している ③ スポーツクラブや部活動での指導経験がある イ 専門的知識や技能を有し、生徒に適切な指導ができる方 ウ 健康状態が良好で、1 年を通して職務が可能な方 エ 学校教育に理解があり、生徒の健康面、安全面及び学習面について配慮ができる方 オ 本庄市立中学校部活動方針を理解し、方針に則った活動や指導を行うことができる方 カ 20 歳以上の方 なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2 年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	任用期間のうち550 時間以内（1 週当たり11 時間以内（長期休業中は15 時間以内）） ①午前7 時30 分から午後6 時までの間で2 時間以内（授業日） ②午前7 時30 分から午後6 時までの間で3 時間以内（土・日・祝日及び長期休業中） ※大会及び大会前など、学校長がやむを得ないと認める場合は、年間の勤務時間の範囲内であれば、この限りではありません。なお、1 日当たりの勤務時間が6 時間を超える場合には、少なくとも45 分の休憩、1 日当たりの勤務時間が8 時間を超える場合には、少なくとも60 分の休憩があります。 ※学校行事等により、休日が授業日になった場合には①の勤務、振替で平日が休業

	日となった場合には②の勤務となります。 所定労働時間を超える労働 無
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
給与	○初任給 大学卒 時間額 1,342 円～ 短大卒 時間額 1,266 円～ 高校卒 時間額 1,185 円～ ※初任給は本庄市役所での職歴に応じ、加算される場合があります。 ※給与支給日は翌月21日です。（毎月末日締切。口座振替の方法による。） ※任用期間中に給料額の改定が行われた場合は、改定後の金額を支給します。 ○手当 支給要件に該当する場合は、通勤手当等が支給されます。なお、地域手当は一律支給となります。
休暇	年次有給休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引等 ※休暇の種類により、付与条件や有給・無給があります。
加入保険等	補償制度

2 申込手続等

受付期間	令和7年12月1日（月）から令和7年12月12日（金）まで（土・日を除く。）
申込方法	本庄市会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）に必要事項を記入及び写真を貼付の上、受付期間内に以下へ持参してください。併せて、有資格者は教員免許状等の資格を証する書類の原本及び写しを持参してください。なお、令和8年3月末をもって卒業（修了）する見込みの方又は資格を取得する見込みの方は、卒業（修了）又は教員免許等を取得見込みであることがわかる書類を持参してください。 〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市役所 学校教育課指導係（市役所4階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日を除く。） ※提出した書類は一切返却しません。 ※申込書は、学校教育課で配布又は市ホームページからダウンロードできます。 <u>※郵送での申込は受け付けませんので御注意ください。</u>
選考期間	令和7年12月19日（金）から令和7年12月20日（土）まで
選考方法	面接（面接の日時は、申込書受付時にお知らせします。）
結果通知発送日	選考期間終了後、順次（令和8年1月下旬までに送付します）
その他	○応募の秘密については厳守します。 ○以下の事項に該当する場合は、合格を取り消すことがあります。 ・提出した書類に虚偽があった場合 ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合

	・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合 ・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合 ・その他、任命権者が不相当と認めた場合 ○一般職非常勤の公務員として、地方公務員法に定める服務規定が適用されます。 ○任用から1か月間は条件付採用期間となります。 ○申込書において待機者名簿（※）への登録を希望した方で、今回の選考の結果、採用に至らなかった場合は、待機者名簿へ登録します。なお、名簿の登録期限は令和9年3月31日です。 ※登録者には、同じ職種の欠員の状況に応じて、会計年度任用職員を募集する部署の担当者から連絡し、再度選考を実施します。なお、登録をしても必ず就労できるとは限りません。 ○本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ○特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ○このため、予め、採用選考過程において、申込書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
--	--

3 問合せ先

○職務内容及び勤務条件に関すること

本庄市教育委員会学校教育課指導係 電話：0495-25-1183

○会計年度任用職員制度に関すること（給与、休暇及び健康保険に限る）

本庄市総務部行政管理課人事給与係 電話：0495-25-1160